

ハインリヒ四世と教会 (一)

井 上 雅 夫

はじめに

ハインリヒ四世は、六歳で父を継いだ一〇五六年から数えれば、一一〇六年になくなるまで五十年、十五歳での親政の開始からでも四十年⁽¹⁾、更に本格的な親政を始める一〇六〇年代の終りから⁽²⁾数えても三十五年間王位にあった。中世ドイツの王の中でフリードリヒ一世とともに彼は最も長期にわたって王位を維持した人物であった⁽³⁾。この点だけでも彼の治世は注目すべきものなのであるが、彼の治世はまた文字通り波瀾万丈であった⁽⁴⁾。この長い治世の中で彼は多くの反乱やさまざまな苦難を味わつたが⁽⁵⁾、彼はこの苛酷な運命の中で強靭に辛抱強く耐え抜いたとも言えるのである⁽⁶⁾。

彼の時代はちょうど法王権の抬頭期であり、これに関連する内外の動きの中で彼ほど反対派、敵から多くの厳しい非難や中傷を浴びせられた王も稀である⁽⁷⁾。ランペルトやブルーノと言った当時の代表的な史書を残した人々が大部分決定的な反対派であったことは⁽⁸⁾、彼にとつて不運なことであった。彼らから得られるハインリヒ像は当然のこ

とながら否定的なものである⁽⁵⁾。彼を「残忍な暴君」とし、彼の「一つの悪徳として「残忍性と好色」を挙げたブルー
ノは⁽⁶⁾、王は「あらゆる破廉恥行為の場である青年時代に入り……全く徳の道をあきらめ、彼の欲望に従うこと」を決
めた」と述べている⁽⁷⁾。ランベルトも同様に、アンノが宮廷を去ると王は解放されたかのようにあらゆる恥ずべき行
為を行い始めたと語っているのである⁽⁸⁾。

今日でもいうした否定的なハインリヒ像に影響され⁽⁹⁾、彼についてはずる賢い抜け日のなれ、無愛想な、不信感と
ひいた性格⁽¹⁰⁾や、同様に腹黒⁽¹¹⁾、軽率⁽¹²⁾、良心のなれ、陰険⁽¹³⁾等の悪い性格⁽¹⁴⁾が指摘されることが多いのである⁽¹⁵⁾。ハ
イニヒはおよそ宗教や信仰と⁽¹⁶⁾いたものと無縁の存在のようにも見えてくるのであるが⁽¹⁷⁾、果して実際はどうであつ
たのであるうか。いのことはハインリヒへの全体評価とも深く係わる問題であり、あらためて考えてみる価値がある。
ようと思われるのである。そこで本論では、ハインリヒ像全体の再検討も含め、特に彼の破門をめぐる問題を中心にして
彼と教会、信仰との関係をあちこちから考察していく⁽¹⁸⁾。なお、本稿ではその予備的作業として、ハイン
リヒと教会改革、及び法王権との関係についておもてねておむだい。

注

- (1) G. Meyer von Knonau, *Jahrbücher des deutschen Reiches unter Heinrich IV. und Heinrich V.* (1894, 1964) Bd. V. S. 316.
- (2) G. Tellbach, *Der Charakter Kaiser Heinrichs IV. Zugleich ein Versuch über die Erkenntbarkeit menschlicher Individualität im hohen Mittelalter. (Person und Gesellschaft im Mittelalter. K. Schmid zum 65. Geburtstag 1988)* S. 364.
- (3) H. Fuhrmann, *Deutsche Geschichte im hohen Mittelalter.* (1978) S.151.
- (4) G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S.334.

K. Hampe, Kaiser Heinrich IV. 1050–1106. (Die Großen Deutschen. Bd. I. 1935) S.93.

(5) ベハグせ今一大きめのゆゑ、ベハハニの生涯は世界史のほんと最も長寿なものに成るに至つた。

K. Hampe, Herrschergestalten des deutschen Mittelalters. (1955, 1978) S. 146.

(6) ibid. SS. 108, 112, 143–144.

ベハグせ今一晩年の五十歳（）のベハハニが運命の打撃（）を完全に打ちのめされ、不活潑になり弱くなった老人と見えた。

ibid. S. 137.

ハナタベルト一は、ベハハニの最高の性質は彼の強解（）だった。

B. Schneider, Kaiser Heinrich IV. und seine Helfer im Investiturstreit (1927, 1970) S. 372.

ハナタベルト一は、朝子に反乱された時に、これに復讐するべく、人々の意見に耳を傾け、心を痛め、大いに失望した。

Die Briefe Heinrichs IV. übersetzt von F.-J. Schmale. (Quellen zur Geschichte Kaiser Heinrichs IV. 1974. 二集 QH ハサウエー）—二集

BH ハサウエー Nr. 34. S. 108.

(7) いれには、叙任権闘争（）による封君の忠誠（）に対する懐疑（）、情熱や党派心が優勢を取るようになつた。

W. Wattenbach・R. Holtzmann, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. (1967) S.371.

ハナタベルト一は、ハナタベルト一が、國政の大舞台からひらき、嫌われた者（）ながらも、元老院議長（）だった。

A. Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands. (1954) Bd. III. S. 885.

W. Wattenbach・R. Holtzmann, op. cit. S. 459, 593.

(8) ibid. S.464. K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten. S. 107. 紛糾。

(9) (10) Brunonis Saxonicum Bellum. übersetzt von F.-J. Schmale. (QH) (二集 BS ハサウエー) S. 322. 340. 208. ブルーノはまた、ハインリ

ヒの「細かいの残酷性」（）を表現（）している。ibid, S. 268.

(11) ibid, S. 196.

- (12) Lamperti monachi Hersfeldensis Annales, übersetzt von A. Schmidt. (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. 25) AQ ト盤。 Bd. XIII. 1973) — 25) LA ト盤。 S. 166.
- H. Schwarzaier, Von Speyer nach Rom. Wegstationen und Lebensspuren der Salier. (1992) S. 110.
- (13) 例へば「ハゲタルハイターは、ベイハニンの青年時代の離婚騒動は彼の節操のない生活、放蕪と更に粗鄙な口の噂を強化するには役立たん」といふ。 ibid, S. 83.
- ハヘグヌ、王の放縱やくの衝動を表現を使ひて云ふ。(K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 77.) 「王の高慢と無能」ブルーは彼は叶ふる時から傲慢であったと非難してゐる。 BS, S. 194.
- S. Weinfurter, Herrschaft und Reich der Salier. Grundlinien einer Umbruchzeit. (1991) S. 115.
- (14) T. Struve, Heinrich IV. Die Behauptung einer Persönlichkeit im Zeichen der Krise. (FMSI. 21. 1987) S. 326.
- K. Hampe, op. cit., Kaiser. SS. 84-85.
- A. Hauck, op. cit., SS. 885-886.
- ハヘー・ハヘハペヌムが、ベイハニンの甲こう奸計や彼の狡猾さをもつた罪撲滅してゐる。 BS, S. 380. LA, S. 228.
- (15) H. Fuhrmann, op. cit., S. 72. 75.
- H. Pleitcha (Hg.), Deutsche Geschichte, Bd. II. (1982) S. 148.
- (16) ハヘナヒターが指揮しておもむくハヘニンヒークは「ひへ最近まぢ彼の冷めた政治上の巧みややく彼のこの判断の一般的な尺度としていた」のである。
- C. Schneider, Prophetisches Sacerdotium und Heilsgeschichtliches Regnum im Dialog 1073-1077. (1972) S. 14.
- カヘニンヒークはトーンバヘ等によつてベイハニンの性格、特徴は「もじわら」の積極的に評価しながらある傾向を示してゐる。
- G. Tellenbach, op. cit., SS. 364-365. 参照。
- (17) 既にハイハニンの「偏見潔く」は「偏見潔く」から「潔く」の教訓をひたすら求めの飽やくなき努力—即己的な一面—があるのである、の面からすればハインリヒ四書はこの否定的な評価が事実であつたとして、の性格と信仰深さは基本的に矛盾するものではないのである。

一

一般にハインリヒ四世はグレゴリウス七世との厳しい対決のゆえに、時には「父の教会的そして道徳的な基本方向に彼の内的本性は遠いものであった」⁽¹⁾とか、「彼には父の宗教的な真面目さが欠けていた」⁽²⁾と評されるように、「僧侶のように敬虔な」父のハインリヒ三世に比べ⁽³⁾、「敬虔さ」に欠ける「ひときわ目立つて世俗的」⁽⁴⁾な人物のように思われがちである。こうした評価が適切なのかどうかについて、まずここでは彼と教会改革との関係から少し見ていただきたい。彼や彼の支持者たちはグレゴリウスとの対決の中で反改革派と感じられることが多いのであるが、果して実際はどうであったのであろうか。

テレンバハも指摘するように、十一世紀の教会改革がそもそも何であつたかについては大抵は非常に不十分にしか定義されていないのであり、まさに内容のない言葉とも言いうものなのである⁽⁵⁾。教会改革の理論は十一世紀半ばにおいてはつきりと確定したものではなく、種々な希望や思考の集合したものであつた⁽⁶⁾。つまり改革にはさまざまなり方がいらっしゃるのであり、グレゴリウス的な改革のみが改革なのではないのである。

プリンツは「十一世紀半ばにおいて既に伝統的な帝国教会の中に改革志向の司教や修道院長が存在した。……改革派を法王陣営においてのみ探ろうとすると、黒白の絵を描くことになる」⁽⁷⁾と指摘しているのである⁽⁸⁾。テレンバハも「如何にしばしば人々が無反省にローマ法王権への反対をどんな理由であれ、如何なるものも単純に“反改革的”

と名づけていることか」と述べている⁽⁸⁾。そもそもグレゴリウス七世の改革思想そのものについても種々な見方が可能であり、彼のある一面のみを捉えてその面に合致する者のみ改革派とし、そうでない者を反対派とするのも余りにも単純なのである⁽⁹⁾。

シモニアやニコライテイズムへの反対というものは確かに改革の中心的な柱であったが、このシモニアやニコライテイズムへの見方、更にはその改革の進め方については多様な考え方があったのである⁽¹⁰⁾。テレンバハが「シモニアが十一世紀半ば以前に本格的に増加したのかどうか確認されない。しかしこの現象に対する怒りがおそらく激しくなった」と指摘しているように⁽¹¹⁾、それまでは余り問題もなく悪弊とも思われないで行われていたものに対し、意識が変化してきた面を考えねばならないのである。それを悪弊と見る度合にも多様な反応がありえたし、ましてシモニストやニコライトが本当に堕落していたのかどうかは問題なのである⁽¹²⁾。特に後者の妻帯僧については言わゆる改革派の非難から我々が感じるほど「汚れた」存在⁽¹³⁾であつたのかどうかは疑わしいのである。殊に貧しい地方の僧にとつて彼らが物質的にそもそも生きていくためには労働力としての家族を必要としていたのであり⁽¹⁴⁾、僧の結婚禁止は多くの家庭をこわし、個人的な悲劇を生み出すことになつたのである⁽¹⁵⁾。下級の僧侶はこれまで寛容にされてきた妻との突然の離婚を求める殆ど非人間的な独身要求に怒つっていたのである⁽¹⁶⁾。この独身要求についてのグレゴリウスの性急なやり方はバイブルに反するものともされたのである⁽¹⁷⁾。言わばそれまでごく普通に平和に生活していた人々の結婚が姦淫とされ⁽¹⁸⁾、彼らの妻は妾とされ、彼らは墮落したものと非難されたのである。いずれにしろ、ここにはあらゆる形の「姦淫」を激しく非難したペトルス⁽¹⁹⁾、ダミアニと同様⁽²⁰⁾、修道士としてのグレゴリウスの過激なまでに「清浄」を求める一面が現れているようである。他方、グレゴリウスはシモニストとして罷免された法王グレゴリウス六世に

は最後までついていたのであり、この人物について何の非難もしていないのである⁽²⁾。

こうしたシモニアやニコライティズムについての問題点があるとともに、ごく一般的に見てもグレゴリウスの法王に対する立していくドイツの教会さらにハインリヒ四世自身をも単純に改革に反対していく者と見ることは出来ないのである⁽³⁾。ハインリヒ三世が法王庁の改革のために法王に指名した人々は皆ドイツの司教であり、ハインリヒ三世の時代においてこのような改革法王を出しうるような改革派と考えられる人物が幾人もドイツの教会にはいたのであり⁽⁴⁾、この事情がハインリヒ三世の後に急に変わったとは思われないのである。実際ハインリヒ四世の時代にも次に見るようにグレゴリウスとは同調しなくとも改革派と見うる人々はかなりいたのである。いやそれどころか、グレゴリウスとも協調しうる改革派もハインリヒ側に欠けてはいなかつた。というのはグレゴリウスがハインリヒと決裂する前の一〇七四年十二月にミラノの件に関する相談で「信仰深く賢明な人々」を自らに送るようになされたのである⁽⁵⁾。この「信仰深く賢明な人々」とはグレゴリウス的な理解からしても改革的な人々と考えうるからである。同じころにグレゴリウスは東方遠征に際してはハインリヒにローマ教会を委ねると発言しえたのも⁽⁶⁾、一面ではグレゴリウスがドイツには右のような改革派が存在していることを承知していたからとも言えるのである。

いずれにせよドイツには改革派Ⅰグレゴリウス派、反改革派Ⅱハインリヒ派といった単純な区分では理解しえない複雑で種々な傾向をもつ人々が存在したのである。ハインリヒへの敵意に燃えていたかのランペルトも、確かに修道士としてベネディクト戒律の熱心な支持者であり、シモニアや僧の妻帯に反対していたが、いわゆる改革修道院や改革派のやり方に反対していたのであり、ハインリヒに対する闘争においては法王側を代弁したとしても、グレゴリウス派と名づけることの出来ない人物であつた⁽⁷⁾。同様にこのランペルトの師ともいふべきケルン大司教アンノは一〇

七四年にグレゴリウスからローマ教会との関係を余り持たないことを厳しく非難されたが⁴⁴、基本的には教会改革派であつたし、敬虔な、いやそれどころか一面では聖人的な司教として名声が高かつたのである⁴⁵。

グレゴリウスを弾劾するヴォルムス会議で中心的な役割を果たしたマインツ大司教ジークフリートも教会改革を最も早く強く支持していた人物であつた⁴⁶。彼は後に反ハインリヒ派に移り一応グレゴリウス派になるのであるが、これは彼が「反改革派」から「改革派」になつたのではなく、むしろ別の理由で反対陣営に移つたのである⁴⁷。彼が反対派に移つたあと、ハインリヒが一〇八四年十月にマインツ大司教に任命したヴェツィロは敵からも学問に秀でた立派な人物と認められた修道院改革者であり、明瞭に改革派であつた⁴⁸。ちなみにこのヴェツィロの任命は「対立法王」クレメンス三世とハインリヒ四世のドイツの新しい精神を示しているもので、その他の多くの司教の任命は、彼らの改革意志をますます考慮する中で行われたと見られているのである⁴⁹。

ドイツ司教の代表者の一人であつたブレーメン大司教リーマーも、グレゴリウスより一〇七五年に職務停止処分と破门を受けたが、シモニアに反対する改革者の一面をもつていた⁵⁰。彼は最後までハインリヒに断固として忠誠を守つた人物でもあつた⁵¹。その他ドイツ教会には次のような立場の人物もいたのである。一〇七八年に出来た「アイヒ・シュテット司教史」の無名の作者は熱心なシモニア反対者であり、この点でアイヒ・シュテット司教グンデカル一世(一〇五七～一〇七五年在職)と一致して全く教会改革の要求を受け入れていた。しかしこの作者はグレゴリウス派の熱中した態度を拒否した⁵²。彼にとつてアイヒ・シュテットの改革態度の理想を代表していたのはレオ九世であつたし、司教グンデカル自身もこのレオの改革方向の中にあつて僧俗権力の和解を考える方向を代表していた一人であつた⁵³。

ドイツ司教のみならず、北伊の司教も必ずしも反改革派ではなかつた。グレゴリウスに最も強く反対していた北伊の司教は、叙任権闘争の前そしてその間、絶望的なまことに墮落した頑固な罪人の群から成つていたのではなく、過半数の者は敬虔な情熱に動かされていたのである⁽⁴⁾。シモニアや僧の結婚への戦いを含めて、多くのロンバルディアの司教は、僧と世界における倫理状態の改善のために活潑に従事していた⁽⁵⁾。この点において彼らは全く改革的心情をもつていたのである。広い意味でこの北伊の司教の代表とも言うべき後のクレメンス三世（ラヴェンナ大司教グレイベルトウス）は、はつきりと改革派であつたし⁽⁶⁾、ピアチエンツァ司教ディオニシウスも彼と二十年來の思想仲間であり、倫理的な改革思想の代表者であつた⁽⁷⁾。かつてアレクサンダー二世の対立法王ホノリウス二世として推されたパルマ司教カダルスも改革への情熱が認められる人物であつた⁽⁸⁾。一方、トスカナ公ゴットフリートから最も気に入られたゆえにフィレンツエ司教から法王にかつがれたニコラウス二世は⁽⁹⁾、フンベルトウスやヒルデブランド（後のグレゴリウス七世）に導かれる重要な人物であり⁽¹⁰⁾、果して彼自身がそもそも積極的な本物の改革派であつたのかも疑わしいのである。また北伊の司教ではないが、グレゴリウスの選挙に深く係わり⁽¹¹⁾、後に彼と不和となつて罷免された枢機卿フーゴ・カンディドウスはロートリンゲンでの最も穏やかな改革者であつたのである⁽¹²⁾。同じロートリンゲンのジャンブルーのジゲベルトも厳しい戒律を守る修道士ではあつたが、グレゴリウスとその思想に対し戦つたのである⁽¹³⁾。

これらドイツや北伊等の司教のさまざまの例を見ても明らかかなように、彼ら流の改革や信仰への理解⁽¹⁴⁾、あり方があつたのであり、グレゴリウスに反対したからと云つて彼らは単純に反改革派⁽¹⁵⁾でもまた不信心な者でもなかつたのである。ドイツでは帝国司教の大多数が教会改革の諸目標に不同意なのではなく、その実行のより新しいやり方に不

同意なのであつた⁶⁰。かのヴォルムス会議もドイツ司教を服従させようとするグレゴリウスの法王中心主義の体制に反対したのであって、改革そのものに明瞭に反対したものではなかつたのである⁶¹。上記のブレーメン大司教リーマーはこの「危険な男」であるグレゴリウスは「いつも欲することを司教からまるで彼の下僕のように求める」と批判していた⁶²。グレゴリウスにとつては司教の職は単に法王の代理にすぎなかつたのである⁶³。

それに燃えるような激しい信仰心⁶⁴の中で一面では余りにも理想主義的な過激な傾向をもつグレゴリウスの改革要求は、独身要求に見られるように現状を一方的に断罪するものであつたし⁶⁵、またその改革の進め方も時に世俗権力や民衆の暴力を使ってまでも無理やりに達成しようとする性急さがあつたのである⁶⁶。従つてハインリヒやヴォルムスに集つた司教たちからすれば、グレゴリウスこそ問題のある人物であつた。彼らにとつて彼こそ、「法や道理」に反しているのであり、「新しいことを濫用することによってひどい嵐でもつて」教会を危険にしたのであり、「静かな生活を送つていた」僧侶を傷つけ教会全体に「不和の火」を広げたのである⁶⁷。上記のジゲベルトにとつても、彼のやり方はバイブルにも古代教会の教えにも反しているものであつたし⁶⁸、一般にハインリヒ派にとつて彼は教会の古きよき法の破壊者として映つていたのである⁶⁹。更に彼は、ヴォルムスの参加者にとつて、トスカナのマティルデとの「必要以上に親密な交際によつて教会を最も由々しい不品行の悪臭で汚していいる」人物でもあつた⁷⁰。後に一〇八〇年にマインツやブリクセンの会議においても、これらのさまざまなる非難が同様に繰り返し出されたことから見ても⁷¹、この種の非難にはドイツ側の確信ある言い分として、根拠のない單なる中傷としてのみは片づけえないものがあつたのである⁷²。

北伊の司教も既にみたように改革の心情をもつていたが、グレゴリウスの意図においての教会体制の変更に反対し

ていたのである。彼らは司教の同僚的関係をより強く強調する教会秩序の代表者として、法王座に無制限な君主的指導権を認めようとする目標を拒絶したのである⁶⁶⁾。

」のような一般的な状況や雰囲気の中でハインリヒ自身もグレゴリウスも認めたように教会改革に対して全く拒否的な態度を取ることはなかつたのである⁶⁷⁾。シュトルーヴェも指摘しているように、少なくとも教会改革が王権に害を与えないところでは、ハインリヒはヒルザウ修道院の例が示すように改革を支持していたのである⁶⁸⁾。こうした修道院の問題については、彼には彼流の、またドイツ教会流の改革方向があり、グレゴリウス改革の中で出てくる法王座への服従を含む「グレゴリウス的な自由」に対し、彼は修道院の内外の敵に対する彼の保護を伴う「王の自由」を対置していたのである⁶⁹⁾。事実わずかな例外を除いてドイツの帝(王)国修道院は叙任権闘争のはじめにハインリヒ側であつたし、その後も王に忠誠を守りグレゴリウスの考え方へ殆ど影響を受けないままであり、王への重要な支柱であった⁷⁰⁾。このことはグレゴリウスの考え方への拒否だけではなく、これらの修道院がむしろ王の下に入つて王を彼らに望ましい保護を与える能力のある者と見ていたことを証明している⁷¹⁾。ハインリヒも、自らが教会そして修道院の自由の保護者であることを宣伝していたのである⁷²⁾。

ハインリヒには彼流の改革のあり方があつたが、しかし可能な時には法王主導のグレゴリウスの意向にそつた改革にも従つていたことは、バンベルク司教問題によく現れている⁷³⁾。いずれにせよハインリヒはグレゴリウスの時代にますます選挙人の願いを顧慮するようになり、教会に単に彼の候補者を押しつける代わりにカノンによる選挙を許したことが観察されるのである⁷⁴⁾。テレンバハは、修道院に關してもハインリヒには自發的なシモニアのない院長選挙があつたと考えられるし、それらは宣伝上の歪曲にも拘らずしばしば出でてくるのであり、いやそれどころか普通であ

つたかもしれないと指摘しているのである。

ゲレゴリウス自身も後に見るようにハインリヒの立場に必ずしも反対しているわけではなく、一般に想定されてい るほどの両者の対立点は少なかつたのであるが、ともかくハインリヒ側に改革の意志や動きが決して欠けていなかつた」とだけは確実なのである。ツイマーマンは「王そして皇帝が当時の信仰深さや改革思想に触れないことはなかつた」と述べ⁽¹⁾、ミコレスキーも「十一世紀は特に改革の諸精神に……ひたされていた。ハインリヒに關しても彼が第一にまさしく時代の子であつたことがしばしば忘れられている」と適切に指摘しているのである。ハインリヒが父のハインリヒ三世と違つて教会改革者とのつながりを殆ど持つていなかつたと評される時⁽²⁾、その教会改革者とはせいぜいゲレゴリウス派の改革者であり、ハインリヒ側にも別の立場での改革者はいたのである。ともかく教会改革といふものには当時の強い終末論的な雰囲気の中での自己の救いへの不安が背景にある以上⁽³⁾、この種の不安にハインリヒ側の人々も同様に囚われていたと考えるのが自然であり、彼らとして自己の救いを犠牲にしてまで改革に反対する⁽⁴⁾とはなかつたのである。それではハインリヒが考えていた改革のあり方または法王庁との関係などのようなものであったのか。次章においてこの点について考えていただきたい。

注

- (1) K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 78.
- (2) H. Fuhrmann, Kaiserreich und Reich der Deutschen. (Der große Bildatlas zur Deutschen Geschichte. 1991) S. 38.
- (3) K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 76.
- (4) A. Hauck, op. cit., S. 886.

へんぐる、彼は基本的には父の教会的、倫理的な基本方針から離れて祖父コハーメンの俗人的性質にやがて近かうこと
語じてゐる。

- (5) K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 108.
- (6) G. Tellenbach, Die westliche Kirche vom 10. bis zum frühen 12. Jahrhundert. (1988) S. 133.
- (7) G. Frech, Die deutschen Papste-Kontinuität und Wandel. (Die Salier und das Reich. II. 1991) S. 314.
「ノムニヤー」は、羅王權體争は意識された運動としては知れぬが、その裏面にロケラムはなかつたとい語じてゐる。
- (8) H.L. Mikolitzky, Der „fromme“ Kaiser Heinrich IV. (MIÖG 68 1960) S. 254.
- (9) F. Prinz, Grundlagen und Anfänge. Deutschland bis 1056. (1985) S. 372.
- (10) G. Tellenbach, op. cit., Die westliche. S. 135.
ゲーツル、近現代の歴史家の中には反ダントワヌ派といふべきは、倫理的に堕落しておらんモノベルであるたにちがいな
く見なす人々が存在する。されば指摘してある。
- (11) W. Goetz, Gestalten des Hochmittelalters. (1983) S. 137.
拙稿、「晩年のグレカウス七世」〔I〕（人文学、第一三九号、昭和五十八年）七七一八〇ページ参照。
- (12) 例えば後述のよべばハベルトはモリアや僧の妻帯の反対者ではあつたが、改革者たちの求める厳格な諸結果は拒んで
たのである。
- W. Wattensbach-R. Holtzmann, op. cit., S. 470.
- G. Tellenbach, op. cit., Die westliche. S. 414.
- トヘルバハは、十一世紀半ば以前を特別に墮落した時代と判断するにこよ注意を必要とするとして、十一世紀の
僧が個別的に墮落したりたといふのは出される判断は、近現代の道徳的な価値判断に依存してくると指摘してゐる。
アルハクも、徒王改革史を研究する人々は、これまでしばしばその時代の僧の墮落についての当時の人々の大げわな言葉を
へり返してゐたと語じてゐる。
- C. Brooke, Europe in the Central Middle Ages. 962-1154. (1964. 1975) p. 253.

- (13) グレゴリオ七世が妻帶僧について「僧たちの恥ずべき生活態度から眞潔の清いかな状態に呼び戻す」を命じた。アントニヌスのモヘーナ修道院が見られる。
- Das Register Gregors VII. hg. v. E. Caspar. (MGH. Epp. sel 1920) (エドワード・カスパー著) 1. 27. 同様に彼は妻帶僧の「不潔」を
「もへーナ修道院」で表現を使つてゐる。Reg. I. 3.
- (14) G. Tellenbach, op. cit., Die westliche, S. 136.
- C. Brooke, Gregorian Reform in Action. Clerical Marriage in England 1050-1200. (Change in Medieval Society, 1988) p. 49.
- 同様に彼は「モヘーナ修道院」で妻帶僧の修道士たちは僧や俗人に離婚を勧めている。ヨハネス・ラウルスのものである。
- A. Hauck, op. cit., S. 872.
- 同様に1080年のアントニヌスの会議の決議もグレゴリオ七世が「夫婦の中に離別の種をもつた」と非難している。QH. S. 480.
- K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 115.
- C. Schneider, op. cit., SS. 102-103.
- (18) タンブリニアスは、自身の規定を破つておらず、既に結婚している者を「姦淫の罪」に墮つてゐる者としたのである。
- ibid. S. 107. Reg. II. 45. Lexikon des Mittelalters. (エドワード・カスパー著) Bd. VI. (1993) Sp. 1165.
- H. Jakobs, Kirchenreform und Hochmittelalter. 1046-1215. (Grundriß der Geschichte. Bd. 7. 1988) S. 19.
- The Oxford Dictionary of Popes. (1986) pp. 144-145. 154.
- トマス・ベケット、グレゴリオ七世が「激しい信仰に満ちていたため」、ドイツの司教たちは「彼の熱情的な性格や神への激情的な帰依のゆえに自分たちの怠慢が罰せられるとより懸念をもつていた」と述べてゐるが、この反ハイインリヒ的な立場のランブルトの記述など、そのままである。LA. S. 173.
- 一方に彼のがつこじつけない状況を示してゐる。ヨハネス・ラウルスのものである。グレゴリウスのやまた事実、僧の独身要求において節度を守つていたレオ九世以降、グレゴリウスがドイツの力を強く求めた時でも彼は
ドイツの司教はこれに従おうとしていた面があつたのである。
- H. Jakobs, op. cit., S. 19. A. Hauck, op. cit., SS. 779-786.
- (2) G. Frech, op. cit., S. 130.

- (23) Reg. II. 30. 同様な表現は、Reg. III. 10. にみ取られる。
 (24) Reg. II. 31.
- (25) W. Wattenbach•R. Holtzmann, op. cit., S. 458, 470.
 やがてはハゲルトは「マニウスの時代」が模範であった。
- (26) R. Schieffer, Erzbischöfe und Bischofskirche von Köln. (Die Salier und das Reich, II. 1991) S. 14. Reg. I. 79.
- (27) S. Weinfurter, op. cit., S. 103.
- W. Wattenbach•R. Holtzmann, op. cit., SS. 648–649. 参照。
- ハハペルトは、トゥーハ「神の高い人物」の信仰面において非常に厳格で、「たびたび祈りで夜を明かした」と彼を無条件に讃美してゐる。
 ハハペルトは、「リヒャルトの時代は非常に厳格で、「たびたび祈りで夜を明かした」と彼を無条件に讃美してゐる。LA, SS. 244, 330–332.
 「ハハト」もトゥーハは「讃嘆する聖母聖母の聖母はハハトの徳性の持ち主」を讃嘆してゐる。
 Vita Beornonis II. episcopi osnabrugensis. (Lebensbeschreibungen einiger Bischöfe des 10.–12. Jahrhunderts, übersetzt v. H. Kallfels, 1973) S. 390.
- (28) C. Schneider, op. cit., S. 101. ハハナトトマトはハーカトワームは帝国同教の考え方を原則的に認めながらローマ的な尊ぶべき偉大人物としている。
- F. Staab, Die Mainzer Kirche. Konzeption und Verwirklichung in der Bonifatius-und Theonestradition. (Die Salier und das Reich, II. 1991) S. 57. Ann. 94.
- ハハペルトは、「ハーカトワームが教区のハグドの僧法王の求めや独身規定を実施」したが、反対したトマトは抗議してゐる。LA, S. 303.
- (29) 撰稿、「ハハナトトマトハーカトワームの御議」(文化学年報、第11十六輯、昭和六十一(年) 11+1号)。
- (30) W. Wattenbach•R. Holtzmann, op. cit., S. 449.
- G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 578.

- J. Vogel, Zur Kirchenpolitik Heinrichs IV. nach seiner Kaiserkrönung und zur Wirksamkeit der Legaten Gregors VII. und Clemens' III.
im deutschen Reich. 1084/85. (FMSt. 16. 1982)
- (31) H. Beumann, Das Reich der späten Salier und der Staufer 1056–1250. (Handbuch der europäischen Geschichte. Bd. II. 1987) S.306.
- (32) ibid. S. 292. C. Schneider, op. cit., SS. 81–82.
- A. Hauck, op. cit., S. 775, 839.
- G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S.104.
- S. Weinfurter, Die Geschichte der Eichstätter Bischöfe des Anonymus Hasensis. (1987) S. 189.
- ibid. SS. 22–23. 15
- (35) ハウスは、一〇七六～七八年の混乱した時代の中やゝの改革伝統につながるアイゼンヒュッテの立場を弁護した。
(ibid. S. 20) 他方の作者の如く「ケルガリウス派の熱心者」は独善的な人々であり、その頭のケルガリウスは全世界を
長髪に歸めた人物であった。(ibid. S. 18.) 他の作者は同じ改革についてもグレゴリウス流の改革方向に批判を向けていたの
を述べる。(ibid. S. 192)
- W. Goetz, op. cit., S. 138.
- ibid. S. 138.
- ibid. S. 138.
- LM. II. (1983) Sp. 2140.
- (38) W. Goetz, op. cit., SS. 145–146. 148. ケルガリウス自身は、彼をひらく中傷し、「不服従の罪」で罷免してしまった。
(39) Reg. II. 54.
- W. Goetz, op. cit., S. 140.
- (40) 摘要: 「トマホスと詔書教皇」(文化史学 第11十五章、昭和五十四年) 一七八一八。
- (41) A. Hauck, op. cit., S. 680.
- (42) H. Jakobs, op. cit., S. 23.
- 特にコネクトハウスの影響は大きめ、彼は「彼のコネクトハウスを家畜小屋での驥馬のふれはつかへ極め」飢ひてゐるに飢む
れたほどであった。
- H. Fuhrmann, Einladung ins Mittelalter. (1988) S. 87.

Bonizo von Sutri, Liber ad amicum. (Monumenta Gregoriana, 1865, 1964) S. 656.

(43) K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, S. 116.

(44) W. Wattenbach-R. Holtzmann, op. cit., SS. 730–731.

(45) むしろ精神的な優越性や深き内容はハイセンス裡に見られるのである。

(46) Ibid, S. 401.

(47) ぐぐぐなど、ロハグルトマトの同教は改革やごめん反対したと見てさる。

(48) A. Hauck, op. cit., S. 706. 本章、注³³参照。

R. Schieffer, Rheinische Geschichte, I. 3. Die Zeit der späten Salier. (1983) S. 131.

C. Schneider, op. cit., SS. 103–104. 参照。

(49) Ibid, SS. 99. 101. 119–120.

(50) カーラルバヌ会議でのクレモナウスに宛てられた決議書やハイセンスの書状には改革やごめんの反対は見られないのであり、むしろグレゴリオスの強烈なやつがくの批判が中心になつてゐる。QH. SS. 470–474. BH. 11. 12. SS. 62–68. ベウクダ、ベイセンスの親政のはじめに同教は選帝やれども、やがて意識は旧年前よりおはるかに強くないでおり、一般にハイセンスの任命に反対であつたと記述する。その後のムヤハ同教の動向がい見ゆる余地がある。

W. Goetz, op. cit., S. 134. C. Schneider, op. cit., S. 100.

(51) ハーリーが、改革法王にいた中央集権的な方向に反対してさた。LM. Bd. V. (1991) Sp. 1975. ハイセンス大司教が一ヶ月前より、この点でクレモナウスを同じよべに批判し彼に分別や鑑度を求めてさた。

C. Schneider, op. cit., S. 101.

(52) ケルヒッカベニヒト回教にまざる服従の義務が残るだけや、同教は法王の僧侶以外何ものでもなかつたのである。

A. Hauck, op. cit., SS. 764–765. Reg. I. 12. II. 24. 参照。

C. Schneider, op. cit., S. 53.

(53) Reg. I. 27. I. 28. I. 30. 参照。

(54) ibid. S. 107–108. QH. S. 472.

(55) QH. SS. 470–474.

一〇八〇年のアリクサンの会議では、グレンガリウスは「敬虔に生垣してこの世の中に静かに存在してこそもとに歸われたものやぐれを動搖させた」と非難された。QH. S. 480. J. Vogel, Gregor VII. und Heinrich IV. nach Canossa. Zeugnisse ihres Selbstverständnisses. (1983) S. 215.
 ペトルスニクラッスベジスレヒム、ケレガリウスが平和を戦争に、協調を騒乱に変える者であり、正義や真理を傷つけ、カノンを破壊する者であつた。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. SS. 269–270.

A. Hauck, op. cit. S. 783.

H.E.J. Cowdrey, The Age of Abbot Desiderius. (1983) p. 212.

QH. SS. 470–474.

J. Vogel, op. cit., Gregor. SS. 201–204. 215. QH. SS. 476–480.

(56) (57) (58) (59) (60) (61) ibid. S. 215. 『ペテロトマス』の関係で「ふりせ」、ハドリーヌゼリレをフーラ＝カントイヌウスによるとして大部分を純然たる虚偽としている。QH. S. 475. Ann. 16.

だがこのいふことはヤハウスによれば、トライアルでのダーニガリウスとの「約束」の中で彼に証明を求めてくると限らず、発言をしてくるのである。QH. S. 476. 理據、「バイハニン四半世紀論」(人文学、第一四四号、昭和六十一年)五八八ページ参照。

W. Goez, op. cit., S. 138.

ダーニガリウス改革は、「ハドリーヌアチエンシア、クレモナに見られたように司教の権威を転覆する運動として、そしてしばしばベタニアの反対派の暴力的な行動を伴う運動として体験された。

I.S. Robinson, The Friendship Network of Gregory VII. (History. 63. 1978) p. 14.

G. Tellenbach, op. cit. Die westliche. S. 170, 179. 参照。

(62) バイハニンは、例へばカーポロの初期はおこなひアリウアの問題に対するむじめな態度を示し、グレンガリウスも王の態度を

はるかにへなへだ。

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten. S. 115. C. Schneider, op. cit., S. 127. Reg. II. 30. III. 3.

(3) T. Struve, op. cit., S. 339.

Die Urkunden Heinrichs IV. (MGH, DD VI, pars I) Nr. 280. SS. 357-362.

(4) C. Schneider, op. cit., S.132. H. Jakob, op. cit., S. 24.

(5) 亂世をキハクル・カスハ修道院の院長たるに由ば、ぐやハコムはもはに十分に権威に足る人物であつた。

A. Hauck, op. cit., S. 865.

(6) J. Vogel, op. cit., Gregor. SS. 93-94.

(7) ibid. S.93, 261. もだ據鑑、彼は臣種Ranulfusに付て聖職者たる諸修道院の権利を守る努力をした。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. S. 331.

(8) L.A. S.323. Reg. III. 3. III. 7. C. Schneider, op. cit., S. 125. 127. 133.

R. Schieffer, Die Entstehung des päpstlichen Investitursturbo für den deutschen König (1981) SS.125-126.

(9) キルヒトヘルト大司教ケーペルヌムー 1070年神羅ノリジのハグヌク同教院領ノミテリハニシケルカニカベ
の間は大略な一致があつたと記してよ。

Quellen zum Investiturstreit, übersetzt von F. Schmale-Ott, Bd. II. (1984) (AQ XII. 6) S. 172.

H. Zimmermann, Die 'Gregorianische Reform' in deutschen Landen.

(Studi Gregoriani. XIII. 1989) SS. 277-278. Ann. 45.

ハイマー・マヌエルは諸々の立場の接近したことを証する。これが改革的な成果として記録されねばならぬと見てよ。

(10) G. Tellenbach, op. cit., Der Charakter. S. 348

ハイマー・マヌエルはハベルクの修道院の院長の任命において王がシモント
の命を聞きたいれば、彼の改革心情を再び示すもので、それが一連の叙任をもつて王の帝国教会における支配権は
改革との注目すべき組合があつたと記してよ。

C. Schneider, op. cit., SS. 133–134. LA. S. 240.

(71) 挿編、「Dictatus papae の若干の条文」(人文学、第一四一号、昭和六十年) 四十七ページ参照。

(72) H. Zimmermann, op. cit., S. 278.

トーネバーベル、公然と反改革派として行動する人でその厳格な教会的心情への疑いを認めた人は存在しなかつたと述べています。

G. Tellenbach, »Gregorianische Reform« Kritische Besinnungen.

(Reich und Kirche vor dem Investiturstreit. 1985) S. 105.

H.L. Mikoltzky, op. cit., SS. 251–252.

(74) S. Weinfurter, op. cit., Herrschaft. S. 126.

(75) 前掲挿編、「敬虔なる」ベーベル四世】I. 111+1～111+11ページ。

11

ハイノリヒ四世の考へて「た改革のあり方を見る場合、まずは彼の求めていた帝(王)国と教会の関係を考える必要がある。彼は「われらの祖は父のハイノリヒ四世または少し広く言って彼の先祖たちの時代を理想と考えて」いた。彼は例えば一〇八一年はローマ人に對しコハルト一世やハイノリヒ四世とのつながりを強調し、「私の祖父と父ハイノリヒに守りてねた」忠誠を彼自身にも守るべやめのと述べ、また實際ローマ人がグレゴリウスの時代までは彼に忠誠を守つてゐたと語つてゐる。これはローマ人に對して語つたものであるが、次の手紙にも見られるよハニそれは間接的にローマ教会にも關係するものであった。

右のこととも関連して、ハインリヒが父のハインリヒ三世とその業績、行いを強く尊敬していたことも考慮しなければならない。一〇八一年のローマ人への手紙で彼は「あなた方がどんなに誠実と好意をもって私の極めて尊い思い出のある父を尊敬したか、そして彼自身がどんなに敬意をもってあなたの方の教会の地位とローマの名の遍き普及を……促進した……」ことなど語っているのである⁽³⁾。「こにも彼は父の改革によるローマ法王庁のあり方に賛意をはつきりと示している。このハインリヒ三世によって形成された帝(王)国と法王庁の時代と言えば、ハインリヒ四世は更に具体的に一一〇五年にパスカル二世に対し次のように述べている。彼は「もし我々の間にかつて私の前任者たちとあなたの前任者たちの間に、そして私とニコラウス(二世)とアレクサンダー(二世)の間にも十分な愛と全き献身をもつて栄えていたような平和と協調が存在するなら……」と言い、更にこのニコラウスやアレクサンダーの時代は「正統な信仰と敬虔なる法王の時代」と述べている⁽⁴⁾。彼にとつて本来父や祖父の時代が手本であったが、彼自身の時代でもグレゴリウス以前のニコラウスやアレクサンダーの時代はなお評価しうる時代であったことも注目すべき」とであろう。

従つてハインリヒにとつて帝権と法王権が一致しうる場合の条件として「私の祖父や父、そして他の私の先祖たちがもつていたような王国と帝国および私の地位全体の名誉」が守られることであり、更に「あなたには私より使徒の地位の名誉を私の先祖たちがあなたの先人たちに守り、私が前述の法王たちに守つたように守る」とパスカル二世に対し言うように⁽⁵⁾「先祖たち」や以前の彼のやり方こそ理想、規範であつたことを示していたのである⁽⁶⁾。この立場は一〇七六年のトリブールでの法王に服従を行う条件として「私の前任者たちや先祖のやり方」で行う⁽⁷⁾と条件づけているところにも現れていたのである。

ハインリヒは、一一〇六年にクリュニーの院長ユーラーと修道士に宛てた手紙で法王との和解について「私の名誉が守られる中で」と言い⁽⁸⁾、同様に一一〇六年のユーグ宛ての手紙で「私はあなたが私の名誉を保つて指示したことをするべ法王に対して行うでしょう」と述べたように⁽⁹⁾、和解、服従の最低条件として彼個人や王権の名誉さえ守られればよいという立場を示している⁽¹⁰⁾。しかしこの名誉についてもやはりより基本的には、一一〇六年のフランス王フリツブ一世宛ての手紙で「もし私の先祖たちに対してのよう、使徒の座によつて然るべき尊敬と名誉が私にも示されるなら、私は従順とすべての然るべき服従をしばしば使徒の座に対し示す……」と語ったように⁽¹¹⁾、コンラート二世やハインリヒ三世の時代のあり方が前提とされていたのである。ここに見られる「尊敬と名誉」という言葉からすると、ニコラウス二世時代に出された法王選挙令に認められた法王側の王・皇帝への関係⁽¹²⁾さえ守られればよかつたことを示しているとも言えよう。

この関係において「教会は二つの権力（王権と僧侶権力）によって高められてきた」のであり⁽¹³⁾、それは言わゆる「二剣論」⁽¹⁴⁾を基本とする世界であつた。この「二剣論」が一〇七六年においてのみならず、一〇八二年のローマ人への手紙においても繰り返し主張されていることも注目される⁽¹⁵⁾。これがハインリヒの考えている「神の秩序」又は「神の恵み深い秩序」⁽¹⁶⁾であり、グレゴリウスこそこの秩序を「無視」し「破壊」する者で「神を畏れない」人物であつた⁽¹⁷⁾。そしてこの秩序は「平和と協調」の中にある、「愛と友情の中で一致する」世界であつた⁽¹⁸⁾。このような世界はハインリヒにとって單なる絵空事ではなく、クレメンス三世との関係においてある程度実現されていたものであり、クレメンスの「対立法王権」はかつての先祖のあり方を再現するものであつた⁽¹⁹⁾。

このような法王座からは「私の時代までは慰め、喜び、魂の救いのためになる果実が出ていた」ものであり⁽²⁰⁾、法

王は「正しく生きるための鏡であるべき」存在であつた⁽²⁾。彼がグレゴリウスに対立してローマに来たのも「王権と僧侶権力の長い間の不和を片づけ、すべてのことがキリストの名において平和と一致に呼び戻される」ためであつた⁽²⁾。それはまた彼が法王権そのものを否定するためではなく、「ペテロにあらゆる名誉を守る用意のある⁽²⁾」人物をつけるためであつた。ハインリヒは一〇八二年にローマ人に向かいグレゴリウスについて「もし彼が法王であるべきであり、そうありうるなら私は彼に従いましょう」、「もしあなた方が彼を法王としてもつことが正しいなら法王として守りなさい。もし隠れ場所を求める盜賊なら守ってはならない」と述べ⁽²⁾、法王座には「私は正義以外何も求めでない。そこでは特に正義が存在すべきです」と説いていたのである⁽²⁾。

一見、法王主義に対し司教主義を主張したかに見える一〇七六年のヴァルムスの決定においても、ハインリヒはペテロを「眞の法王」と呼び「ペテロの健全な教えを教える人がペテロの座に昇るべきであろう」と述べたのである⁽²⁾。そしてこのローマの座の保護権を彼は「神によつて私に与えられたもの」と考えていたのであり⁽²⁾、自らこそローマの座に関して神に責任を負つていると見ていたのである。彼には一〇七六年のグレゴリウスへの手紙に見るよう、法王座をつぶそうとするどころか、「使徒の座の地位を守ろうと努力」していたという自負なり言い分があつたのである⁽²⁾。

ハインリヒ側がグレゴリウスを廃しクレメンス三世を立てても、グレゴリウスが抵抗したため結局シスマをもたらすことになつた。ハインリヒはシスマの中でクレメンスの立場を最後まで正統と認めながらも、他方このシスマについては憂いていたのであり、特にクレメンスの没後にはグレゴリウス派の法王序との和解を求める中でこのシスマへの責任を表明することになる⁽²⁾。一般に十一世紀末ごろから和解、平和を求める傾向が全体に広まつていた⁽²⁾。例え

ばクールの司教に選ばれた法王派のウルリッヒも皇帝と法王の鬭争に積極的に介入しようとしなかつたし⁽⁴⁾、南独のグレゴリウス派の指導者とされるコンスタンツの司教ゲープハルトにとつても、その目標は古いグレゴリウス派の諸目標の実現にあつたというよりも、シスマの除去と教会平和の回復にあつたのである⁽⁵⁾。

ハインリヒはクレメンスのなくなつたあと、まもなく一一〇〇年にマインツに「諸侯の共通の意見でもつてローマの座が整えられ、既に長くみじめに裂かれてゐる教会の統一を回復する計画に取りかかる」⁽⁶⁾ために帝国議会を召集し⁽⁷⁾、長く続いたシスマを嘆いていたのである。クリュニー院長のユーグ宛ての手紙に見える「教会信仰の破壊の中で……神の怒りを長く耐えてきた私」という表現⁽⁸⁾の中にもシスマへのハインリヒの本心からの嘆きが見られるのである⁽⁹⁾。更に彼はこのユーグに「私の罪でもつて崩壊した教会諸事の回復のために」努力すること、「シスマのくさびで裂けられたものを一致の膠でつなぎ、私によつてなされた教会の破壊を平和と正義の回復をもつて償うる」ことを望むと述べて⁽¹⁰⁾シスマへの自らの罪を明確に意識していた⁽¹¹⁾。パスカル二世宛ての手紙からも窺えるように、彼はそれだけ一層、教会の統一を望んでいたのである⁽¹²⁾。もつともこの統一についても彼はただ無条件に求めたものではなく、既に見たように曾ての時代のあり方に戻ることであり、またあくまで「私の名誉が守られる中で」行われることに固執していたことも疑いえないものである⁽¹³⁾。

しかしシスマを嘆き教会の統一を求める彼の気持ちには彼なりの教会改革への意欲が十分に感じられるのである⁽¹⁴⁾。彼が教会の事情に無関心な人間なら、このような発言をしなかつたであろう。これまで見たように彼が父のハインリヒ三世の時代を一つの理想、手本と考えていたことからしても、彼は教会改革に反対するどころか、父の時代に行われたような改革⁽¹⁵⁾のあり方こそ理想と見ていたと考へうるのである⁽¹⁶⁾。これは特にクレメンス三世の名前によ

く示されている。この人物が改革法王クレメンス二世の名を継いだ面から見ても、ハインリヒ三世時代の改革の継承を示しているし⁴⁴、既に見たように彼は教会改革への理想をもつていて人物であつた⁴⁵。彼は、ハインリヒ三世の時代のように、改革を皇帝に対立してではなく、皇帝とともに推進しようとしていたのであり⁴⁶、言わば穏やかな教会改革者であつた⁴⁷。ちなみにシモニアやニコライティズムという本来の改革問題についてグレゴリウス派とクレメンス派との間には原理的な論争はなく、対立はなかつたのである⁴⁸。教会改革と一口に言つても、何も必ずしも王や皇帝と対立することもなかつたし、グレゴリウス流とは違う別のあり方が明らかに存在していたのである。司教の叙任方法にしてもグレゴリウスからの新しい動きがたとえあるにしろ⁴⁹、ハインリヒとしては父のハインリヒ三世を手本にして従来通りに多くの司教叙任を行い続けていたのである⁵⁰。一〇八五年四月から五月にかけてのマインツの教会議でハインリヒが彼自身に敵対する司教十五人（大司教二人を含む）を罷免し破門したのも⁵¹、彼にとつては反改革的な行動、まして反教会的な行動ではなかつたのである⁵²。彼にとりそれらの行動は、ハインリヒ三世の行動と変わらぬ伝統に則つたものであり、ただグレゴリウス派から見れば、反改革的なものと見なされたのである。

しかし王自身も可能なら法王と協力して改革を進めたかったことは、既述のバンベルク司教の任命や一〇七三年の法王宛ての手紙に示されている。彼は「私はあなたの権威なくして教会を一人で改善することは出来ないので……あなたの助言と助力を切に求め……」と述べたのである⁵³。この発言は単に苦しい状況でのその場しのぎのもの⁵⁴と言ふべきものではなく、カノッサ後、対立王ルードルフとの対決の中で法王との意志疎通をはかりザクセン貴族に接近することが彼の目標であつた⁵⁵とされる面から見ても、ある程度彼の気持ちを反映したものと考えうるのである⁵⁶。

そのグレゴリウス自身も必ずしもハインリヒ流の改革のやり方に反対する者ではなかつた⁵⁷。ハインリヒ三世とそ

の時代のあり方を高く評価していたグレゴリウスが、同様にその時代を手本にしていたハインリヒ四世に本来反対しえないものがあったのである⁶⁶⁾。実際グレゴリウスはシモニアやニコライティズムへの改革方法の激しさにも拘らず⁶⁷⁾、他面ドイツ王との協力の下での改革をむしろ考えていた点において、伝統主義的、保守的な面も強くもつていたのである⁶⁸⁾。彼はハインリヒをドイツにおける教会改革実施のための同盟者として獲得することを希望していた⁶⁹⁾。これは彼のカノッサ以前の考え方であったのみならず、カノッサ以後も本心においてずっと持っていた考え方と言つてもよいのであり⁷⁰⁾、彼の考え方や行動を見る場合、この点は見逃しえないところなのである。グレゴリウス派内には実際ハインリヒへの和解の可能性が常にあったことは、グレゴリウスの後継者としてのヴィクトル三世の選挙が示している。彼はかの「最後の皇帝に好意的な法王であった」ヴィクトル一世のようにヴィクトル三世と名のつたのであり⁷¹⁾、この彼に見られる改革法王庁内の稳健派はハインリヒに妥協の余地を残していた⁷²⁾。カノッサ後も暫く仲介的な役割を果たしたマティルデ⁷³⁾とともに、こうした稳健派が常にグレゴリウス派内には存在していたのであり、ハインリヒの考え方も決して一方的身勝手なものではなかつたのである。

フォーゲルが、強力な王のみが新しい改革思想の成功ある貫徹への前提を作りうるのであり、グレゴリウスは弱い王ではなく強い王のみが彼を助けうることを知つていたと評する時⁷⁴⁾、右に見たグレゴリウスの伝統主義的な立場を前提にしないと、これは考えられないのである⁷⁵⁾。フォーゲルはまた、一〇七七年から一〇八〇年の間、ドイツ司教の圧倒的部分がハインリヒ側であり、ハインリヒを無視しては改革運動は不可能であり、グレゴリウスにとつてハインリヒとの和解はどうしても重要であつたし、王との協調がドイツ教会の改革の前提であつたと述べている⁷⁶⁾。

後の章で検討するハインリヒに対するグレゴリウスの破門宣言についても、それはグレゴリウスにとって王との対

決のためのものと言つよりも、彼の求める王との協力関係を作るための懲罰手段に過ぎないものであつた⁽¹⁾。カノッサは彼にとって口むを得ない経験ではあつたとしても王との再和解のきつかけと考えざるを得なかつたことは確実であり、ボスホーフは、カノッサにおいて彼は王との協力の下で教会改革を行うことをもう一度決心したと指摘している⁽²⁾。カノッサがグレゴリウスについて第一段階であるべきものは、帝国と教会の一一致の再建であつたのである⁽³⁾。フォーゲルも、ハインリヒが改革の拡大に際し必要な援助をなしてくれるであろうと語つのがカノッサの誓いに基づくグレゴリウスの希望であつたと指摘している⁽⁴⁾。

もつとも法王の中央集権体制の下でのグレゴリウスの、それもかなり性急な改革方法は根本的にはドイツ北伊の司教の考える改革方法とは一致しない⁽⁵⁾こともあり⁽⁶⁾、結果的にはグレゴリウスとハインリヒの和解は実現しなかつたが、グレゴリウスがハインリヒの中に単に屈服させるべき敵を見ていた⁽⁷⁾のではなく、むしろ改革への最も大切な協力者を見、期待していたことは確實であろう⁽⁸⁾。この面から見てもハインリヒを単純に改革反対派とか改革に無関心で無関係な人物と見ることは出来ないのである。グレゴリウスのハインリヒへの期待が大きかつたからこそ、それが裏切られた時に却つて大きな反発となり⁽⁹⁾、最晩年に見られるような激しい憎悪ともなつたのである⁽¹⁰⁾。いずれにせよ、双方の立場をはじめ余りにも相容れない対立的なものと見ようとする、両者への理解を歪めてしまうものである⁽¹¹⁾。

注

- (1) A. Hauck, op. cit., S. 784. 参照。
- (2) B.H. 17. S. 80. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 435.

BH. 16. S. 74. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III, S. 387.

BH. 34. SS. 106–108. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V, S. 212.

(5) (4) (3)
BH. 34. S. 108.

ノイの言葉は闘争のありで、ハッカムはガルニエ派の法王院を逸脱し既にいたと語している。

I.S. Robinson, *The Papacy 1073–1198. Continuity and Innovation*. (1990) p. 420.

フューリーが、ハッカムが彼の先祖たる慣習、慣例の継続を彼の王権の重要な正当化の要素として見てきたと述べている。

J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 249.

BH. 14. S. 72. 前掲稿、「ハイハンツル因由の教義」(1), 因ペーパ参照。

BH. 37. S. 120.

BH. 38. S. 122. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V, S. 289.

(10) (9) (8) (7) (6)
他方ノイハッカムが最後まで教会における王の権利の一ヶ所への放棄しなかった一因もありたりとも示しておらず。

A. Hauck, op. cit., S. 886. K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 93.

(11) BH. 39. S. 124. ハッカムの手紙の二つは王トマトハッカム、他の手紙は王トマトハッカムの普及したもので、ハイヒューリーだものよりもハッカムの御用に作られたものとされる。

C. Erdmann, *Untersuchungen zu den Briefen Heinrichs IV. (Archiv für Urkundenforschung*, Bd. 16, 1939) SS. 226–227.

前掲、「ハイハンツル因由の教義」(1), 平成11年1月11日、「ハイヒューリー」参照。

BH. 13. S. 68.

H. Hoffmann, *Die beiden Schwerter im hohen Mittelalter*. (DA. 20, 1964) 参照。

BH. 17. S. 80.

BH. 17. S. 80. BH. 13. S. 70.

(16) (15) (14) (13) (12) (11)
ノイハッカム「教義」の記した言葉は、前者では dispositio、後者では ordinatio である言葉が使われてゐる。

(17) BH. 13. S. 70. BH. 17. S. 80. BH. 12. S. 66.

BH. 16. S. 76. BH. 34. S. 108.

片桐・トマトハゼ、二〇〇〇ローマへ入る手紙は戦々の呼びかけとしてではない、平和への用意のあるリムの証明として働き、ハセウムの、教会に対する平和への意をはハインリヒに常にあり、彼の方では常に平和を望んでいたことを示そうとしたところである。

C. Erdmann, op. cit., SS. 221-222.

リムは後述のようじてクレメンス二世の名前がそれを暗示してゐる。

BH. 39. S. 122.

BH. 17. S. 76.

BH. 16. S. 76.

BH. 17. S. 80.

BH. 17. S. 80. G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 435.

(25) (24) BH. 17. S. 82. リムは新しい法王に承認されたグイベルトウバ（クレメンス二世）を認め、ハセウムによるローマ人の気持ち
くの翻訳があつて、場合によつては王せざる者を認め、ハセウムが期してゐた。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. III. S. 436.

BH. 12. S. 66.

BH. 11. S. 64.

(28) BH. 12. S. 66. リムは「地位」を訳したのは原文では honor となつてゐるが、一般には honor をシテ葉は中世では單な
く「権利」ではなく、「権利」の意味を含んでゐる。またはクアウゼが指摘している。

H.-G. Krause, Das Papstwahldecreet von 1059 und seine Rolle im Investiturstreit. (Studi Gregoriani. VII. 1960) SS. 88-90.

(29) 摘編、「ローマ教皇の法王権—「対立法王」クレメンス二世の場合は—」(文化学年報、第41号(平成五年)) 11+1
ページ。

ハセウム、ハインリヒがイタリアから帰つたあとの数年間の彼の行動を支配したものは妥協と和平であつたと指摘してい

Q^o

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten, SS. 136–137.

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. SS. 330–331.

(30)

A. Hauck, op. cit., SS. 884–885. 総説^o

E. Meyer-Marthalter, Bischof Wido von Chur im Kampf zwischen Kaiser und Papst. (Aus Verfassungs- und Landesgeschichte. Festschrift für T. Mayer. Bd. I. 1954. 1973) S. 191.

(31) ibid, S. 196. もう少し、アラド・マヤヤー・トゥタホーフ「古シテム・リカス派の諸侯選」を王権・皇帝権との対決的な立場

とのみ想起^oする。Q^oやはりこの問題があらへ。

(32) BH. 30. S.100.

(33) G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. V. SS. 102–103.

(34) BH. 31. S.102.

(35) 同様にこのもとへな氣持やこの下へバインリヒは、ベンブルク司教ルーベヌは、「あなたも知るべくやがてに教会全体がどん
な危険によつて動搖してゐるやうか……これらは所で教会は分裂せやむれど云々」(BH. 20. S. 86) 云述^o、ローマ人には
「ハレ以上教会をシルト・ト・ハムのために辻道しなどやトモ^o」(BH. 17. S. 80) 云述^o。ト・ハベハム、反対派に属
する人々の和解への傾向が後にベイハリュの政策を特徴づけると評述^o。

G. Tellenbach, op. cit., Der Charakter. S. 365.

(36) BH. 31. S. 102.

J.H. Lynch, Hugh I of Cluny's Sponsorship of Henry IV: Its Context and Consequences. (Speculum. 60. 1985) p. 825. 総説^o

(37) ベイハリュは、バスカルが教会の統一を何よりお望んでくるのを聞いてバスカルに使者を送つたと述べ^o。BH. 34. S.108.
ハウクは、ベイハリュはバスカルに対する彼の敵意にも拘らずバスカルに相互承認の提案をしたと述べ^o。

A. Hauck, op. cit., S. 885.

(38) ベイハリュが血脉の名義 honor を強く^oだねてゐたりとは既述のまゝに何度も^oの種の表現をしてゐるといふのが明か
である。

「ハペルトも「ハインリヒは支配者として生まれ育つたため、その高い名譽や威儀にふさわしいようであらゆる不幸な時に
も常に王としての意識をもつていた」と述べている。LA. S. 373.

なおハインリヒの使つてゐる honor という言葉は、本章注脚で述べたように単なる名誉だけではなく、権利の意味をも含む
と考えた方がいいである。ハペルトも、「私の名譽」がハインリヒにとって軽いものではなかつたことは、彼が叙任権
を無傷のまま皇子の手に渡したなどに王国と帝国の名譽のために倦むことなく全力をもつて戦つたことからしても分かると
語つてゐる。

K. Hampe, op. cit., Kaiser. S. 93.

(41) もののハイントーハザ ベイハツルのよりのよへな意見表明に宣伝的な要素を見、仏王宛ての手紙に意識的作為的なものを感
じてゐる。

C. Erdmann, op. cit., S. 226. BH. 39.

(42) もののハイントーハザがドイツ教会に対しても果してどの程度改革を実行したのが本来問題といわれるべきものである
う。もし本当に彼によって改革がかなり実現されたとするなら、ハインリヒ四世の時代にそれはビグレンガリウスが問題
にしなかったかもしれない。

(43) ハペルトは、一〇八四年にローマでハインリヒによって召集された教会會議はストリの会議と明らかに関連をもつてゐる、ス
トリドセウス一人のグレガリウス（六世）が皇帝派のクレメンス一世に譲らざるを得なかつたのであると語つてゐる。

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten. S. 128.

(44) H. Jakobs, op. cit., S. 28. J. Haller, Das Papsttum, Idee und Wirklichkeit (1965) Bd. II. S. 301.

B.-U. Herrenmöller, Die Geschichte der Papstnamen. (1980) SS. 61-62.

「ルグヌスハーザ」の名前は複数形いた状態を回復する不可思議的、宗教的なシンボルであると言つてゐる。

(45) 前掲拙稿、「ローマをめぐる法王権」Ⅲ、四十九ページ。

H.K. Schulze, Hegemoniales Kaisertum. Ottonen und Salier. (Das Reich und die Deutschen. 1991) S. 438.

(46) ibid, S. 446.

(47) I. Heidrich, Ravenna unter Erzbischof Wilbert. (1984) S. 161.

ハインリヒ五世時代までもドイツ司教の中にあつた」とは、クール司教ヴィードの例が示している。彼の立場は一応はグレゴリウス派と見られてゐるが、それは叙任権闘争の後期に皇帝の権利を終始認めるドイツ司教たちの立場に全く一致してゐた。E. Meyer-Marthaler, op. cit., S. 195.

I. Heidrich, op. cit., S. 156, 161.

(49) (48) かる一〇七八年、一〇八〇年の條人叙任禁止令がグレゴリウスとハイノリヒとの関係において決定的な意味をもつたのかどうか疑わしい面をもつてゐる。

拙稿、「晩年のグレゴリウス七世」(丁) (文化史学、第三十八号、昭和五十七年) 九十二ページ参照。

(50) J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 163.
 ハイノリヒ四世のみならず、後に息子のハイノリヒ五世の反乱により父のハイノリヒ四世の方から離れた司教たちもハ
 マの除去に努力しても、彼らは司教叙任のような教会における王の古い権利に決して矛盾を感じていなかつた。

A. Hauck, op. cit., S. 894.

J. Vogel, op. cit., Zur Kirchenpolitik, S. 185.

(51) (52) ハイノリヒ・フォン・クノーナウは、ハイノリヒはおそれく王によつて叙任されていない者は正統な司教としては認められぬことを原則を定めて十五人を罷免したと述べ、この会議で多くの教会の代表者の結合によつて教会の統一を示すべしとする大記念である。

G. Meyer von Knonau, op. cit., Bd. IV. SS. 22-23.

BH. 5. S. 56.

(54) E. Boshof, Heinrich IV. Herrscher an einer Zeitenwende. (1979) S. 57.

ローマハッハゼーのハイノリヒの立場に従つて「一〇七二年九月以来かばいわるを得なかつた融和的な仮面」とそりに虚偽的なるの眞面目である。

L.S. Robinson, op. cit., p. 402.

J. Vogel, op. cit., Gregor, S. 151.

(55) (56) ハイノリヒーの助言と助力へのハイノリヒの願いは、グレゴリウスの命令に対する彼の節度のある服従への約束と「

致していると」、彼の願いの真剣さを評価している。ショナイダーはまた、ハインリヒの気持ちが如何に宗教的に形成されたかは、一〇七三年夏の彼の法王の前の罪の告白とそれに結びつく法王への改革援助への願いが示してくると述べている。

C. Schneider, op. cit., S. 22. 55. 64. 70. 78.

(57) ハハグのようにならぬを評価している。ショナイダーはまた、ハインリヒの気持ちが如何に宗教的に形成され
たかは、一〇七三年夏の彼の法王の前の罪の告白とそれに結びつく法王への改革援助への願いが示してくると述べて
いる。

K. Hampe, op. cit., Kaiser, S. 81. A. Hauck, op. cit., S. 838. 858. 883.

(58) シュナイダーグラウスの世界支配を求めての闘争という見方は問題が多い。
「改革派の中でも「アルトマイン」の敬虔な皇帝ハインリヒ三世」の息子ハインリヒ四世はあらゆる不
和を促し欲望をふける人物とするように父と子の違いを強調する人が多いが、ハインリヒ四世自身が父を手本としていた
点は軽視すべきものである。

S. Coute, Acht Bischofsviten aus der Salierzeit-neu interpretiert.

(Die Salier und das Reich, III. (1991) S. 397.

晩年においてグレゴリウスと密接な関係をもつアグネスも、教会改革において殆ど最後までハインリヒ三世的な僧俗権力の
協調を考へた方向を代表していた。

S. Weinfurter, op. cit., Die Geschichte, S. 15.

(59) C. Schneider, op. cit., S. 53. 118.

ショナイダーは、グレゴリウスの改革をあらゆる抵抗をおして実行しようとする預言者の熱情と表現している。

(60) グレゴリウスはペトルス=ダマスティのよばに教会改革のために共同の働きの前提として僧俗両権の平和のうちでの永続的な
協調を求めていたのである。この點で彼の考えはフンブルトゥスよりペルベ=ダマスティに近いショナイダーは評して
いる。

Ibid, S. 47. 88. H. Jakobs, op. cit., S. 111. 参照。

T. Struve, op. cit. Heinrich, S. 331.

T. Struve, Mathilde von Tuszen-Canossa und Heinrich IV. Der Wandel ihrer Beziehungen vor dem Hintergrund des Investiturstreit.

(HI. 115, 1995) S. 42.

(62) カウルツーの摺擦からモヘンジ グレガリウスはカノッサでのクリュニー院長ユーグの仲介を十分好意をもって見ていたのである。

H.E.J. Cowdrey, *The Cluniacs and the Gregorian Reform* (1950) p. 161.

トレンベックも、すべての事情がグレガリウスとハイノリュが一〇八〇年においても和解が可能と見ていたりと示して、
ると摺擦して云々。

G. Tellenbach, op. cit., *Die westliche*, S. 199.

カノッサ後のグレガリウスの行動を見て、彼は対立王ルードルフを承認せや、カノッサ以前と同じくハイノリュとの和解の希望を捨てよへははなかつたのである。

H. Beumann, op. cit., S. 299.

フォーゲルも、グレガリウスはハイノリュとの新たな決裂を考えていなかつた、彼は王から彼の計画の実行に際しより大きな支持を期待してたゞ摺擦して云々。

J. Vogel, op. cit., *Gregor*, SS. 100-101.

K. Hampe, op. cit., *Herrschergestalten*, S. 129. ハンペリヒ「最後の」と云ふ見方には問題があらう。

H. Beumann, op. cit., S.307. I.S. Robinson, op. cit., p. 414.

(63) (64) (65) 彼女は少なくとも一〇七九年十一月まで王にグレガリウスの和解のために努力した。

T. Struve, op. cit., *Mathilde*, SS. 42-46.

J. Vogel, op. cit., *Gregor*, S. 60, 100. C. Schneider, op. cit., S. 78, 80. 参照。
(66) (67) カノッサ後のハイノリュとルードルフの対立の中でグレガリウスの目標が、王問題の解決をもつての改革の推進であったと見られる所で、彼がどもるの王であれ、王との協力という基本的に二つの論の伝統に立つていたことは明らかである。

J. Vogel, op. cit., *Gregor*, S. 255. 参照。

(68) ibid, S. 130, 171.

(69) 前掲稿、「バイノリュ四世のマリアーナー会議」 一九ページ。

E. Boshof, Die Salier. (1987) S.232. C. Schneider, op. cit. S. 209.

(70) H. Keller, Zwischen regionaler Begrenzung und universalem Horizont 1024–1250. (Propyläen Geschichte Deutschlands. II. 1986) S.183.

(71) J. Vogel, op. cit., Gregor. S. 254.

(72) クローネンブルグは、マクの改革が臨いた危機に対する責任を同教たちに見、彼らを悪魔に惑わされた者としている。

(73) C. Schneider, op. cit. S. 93. 97. Reg. II 11.

(74) K. Hampe, op. cit., Kaiser. S. 82.

(75) C. Schneider, op. cit. S. 91. 212. 総説。

(76) ハイナウターゼー、クローネンブルグの「毀滅」はさへ表現を「廢使」とする。

(77) ibid, S.91. 94.

(78) ハイグゼー、クローネンブルグの1080年のハイハコルクの破門について、激しく興奮した表現の中に血の敗北についての怒りが反響しているたゞ述べる。

K. Hampe, op. cit., Herrschergestalten. S. 125.

例^{ハズレ}、「一般的な理解だがヘルゲルマーは、一般的な倫理上やつて宗教上の墮落の中心点としてあらゆる形態のクロウイティーズムやハセニアに対する戦われたが、この戦いは必然的にドイツ王権、皇帝権とのあらしげ争いにつながったと見てよろ。

B.-U. Hergenmöller, op. cit., S. 45.

(本稿[1]は人文科学第一科1号に掲載予定にしておりません。平成七年十一月十四日稿)